

床暖房契約

(選択約款)

2022年9月1日実施

大牟田瓦斯株式会社

目 次

	頁
1. 目 的	1
2. 用語の定義	1
3. 適用条件	1
4. 契約の締結	1
5. 料 金	2
6. 名義の変更	2
7. 契約の変更または解消	2
8. 設置確認	2
9. その他	3

1. 目 的

この選択約款は、ガス床暖房システムの普及を推進することにより、当社の供給設備の効率的な利用またはその他の効率的な事業運営に資することを目的といたします。

2. 用語の定義

この約款において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「床暖房」とは、消費機器のうちエネルギー源としてガスを使用する熱源機により、放熱器に温水を供給して床暖房を行うものをいいます。
- (2) 「適用期間」とは1 2月使用分（1 1月検針日の翌日から1 2月検針日まで）から4月使用分（3月検針日の翌日から4月検針日まで）までの5か月間をいい、「その他の期間」とは、5月使用分（4月検針日の翌日から5月検針日まで）から1 1月使用分（1 0月検針日の翌日から1 1月検針日まで）までの7か月をいいます。
- (3) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (4) 「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。
- (5) 「単位料金」とは、基準単位料金または一般ガス供給約款に定める調整単位料金をいいます。

3. 適用条件

床暖房を使用する需要で、お客さまがこの約款の適用を希望される場合に適用いたします。

4. 契約の締結

- (1) この約款に関する契約は、当社が申込を承諾した時に成立いたします。
- (2) 契約期間は次の期間といたします。
 - A. 新たにガスの使用を開始した場合は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として1 2か月目の月の定例検針日までといたします。
 - B. 一般ガス供給約款に定める契約（以下「一般契約」といいます。）または他の選択約款からこの約款へ変更した場合には、この約款の契約期間は、変更の日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日までといたします。なお、変更前の契約の契約期間は、この約款への変更の日までといたします。
 - C. 契約期間満了に先立って解約または変更の申し込みがない場合は、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として1 2か月目の月の定例検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。
- (3) 当社は、この約款の契約期間満了前に解約または一般契約への変更をされたかたが、同一需要場所でこの約款または他の選択約款の申し込みをされた場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日ま

たは一般契約への変更の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、解約または一般契約への変更が設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による場合は、この限りではありません。

(4) 当社は、お客さまがこの約款の契約期間満了前に他の選択約款への変更を申し込みされた場合には、申し込みを承諾できないことがあります。ただし、他の選択約款への変更が、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による場合は、この限りではありません。

(5) 当社は、お客さまが当社とのこの約款、一般契約または他の選択約款にもとづく料金を、一般ガス供給約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、申し込みを承諾できないことがあります。

(6) 当社は、お客さまが当社とのこの約款にもとづく料金を一般ガス供給約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、一般契約の申し込みを承諾できないことがあります。

(7) お客さまが希望する場合又は当社が必要とする場合は、ガスの供給及び使用に関する必要な事項について、契約書を作成いたします。この場合、契約は、(1)にかかわらず契約書作成時に成立いたします。

5. 料 金

(1) 当社は、床暖房契約の適用期間には別表の料金表、その他の期間には一般ガス供給約款の料金表を適用し、一般ガス供給約款の定める計算方法を適用して、早収料金または遅収料金を算定いたします。

6. 割引制度

(1) 当社は、この一般ガス供給約款に基づくガス需給契約の料金が適用されている同一需要場所において、西部ガス株式会社との電気の需給契約が成立しているお客さまに対して、割引制度（ガスとでんきセット割）を適用いたします。

(2) 当社は、当社があらかじめ定めた日までにこの約款に基づくガス需給契約及び西部ガス株式会社との電気の需給契約が成立している場合は、原則として、その日が属する月の翌月の定例検針日の料金算定期間のガス料金に対して割引制度を適用いたします。

(3) 当社は、当社があらかじめ定めた日までにこの約款に基づくガス需給契約若しくは西部ガス株式会社との電気の需給契約のいずれかが解約している場合は、原則として、その日が属する月の定例検針日をもって割引制度の適用を終了いたします。

(4) 当社は、割引制度を適用する場合、別表2. 料金表2に基づき割引いたします。

7. 名義の変更

お客さままたは当社が契約期間中に第三者と合併し、またはその事業の全部もしくはこの契約に係る部分を第三者に譲渡する場合には、お客さままたは当社は契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものといたします。

8. 契約の変更または解消

(1) 当社に契約違反があった場合、またはお客さまに契約違反があった場合(3.の適用条件を満たさなくなった場合を含みます。)には契約期間中であっても、相互に契約を解消できるものといたします。

9. 設置確認

- (1) 当社は床暖房の設置の有無等、3の適用条件が満たされているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な事由がない限り、需要場所への立ち入りを承諾していただきます。万一、立ち入りを承諾していただけない場合、当社はこの選択約款の申し込みを承諾しない、又はただちにこの選択約款に基づく契約を解約し、解約日以降一般契約を適用することがあります。
- (2) 床暖房を取り外すなど、3に定める適用条件を満たさなくなった場合は、ただちにその旨を当社に連絡していただきます。

10. その他

その他の事項については、一般ガス供給約款を適用いたします。

付 則

1. 実施の期日

本選択約款は、2022年9月1日から実施いたします。

2. この選択約款の揭示

当社は、この選択約款を、本社において揭示いたします。この選択約款を変更する場合も同様とし、変更実施日の10日前までに、この選択約款を変更する旨、変更後の選択約款の内容及びその効力発生時期を周知します。

(別 表)

1. 料金表1 (消費税相当額を含みます)

(1)基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	(適用期間)	3850.00円
------------------	--------	----------

(2)基準単位料金

1立方メートルにつき		148.41円
------------	--	---------

2. 料金表2 (割引制度) (消費税等相当額を含みます)

ガスとでんきセット割

1契約につき		165.00円
--------	--	---------